

ミライノカード会員規約 新旧対照表

改定前	改定後
<b>第1章 総則</b>	
<b>第19条 (ショッピング利用代金の支払区分)</b>	
2. 第1項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。	2. 第1項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、 <b>一部の加盟店での利用</b> 、カードの付帯サービス料金その他の当社が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング1回払いのみの指定となります。
<b>第24条 (支払停止の抗弁)</b>	
2. 第1項にかかわらず、会員は、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。	
(1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。	
(2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。	(2) 商品等に破損、汚損、故障 <b>があるなど会員と加盟店との間の契約の内容に適合しないこと。</b>
(3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。	
<b>第31条 (遅延損害金)</b>	
1. 会員が、会員のカード利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。	
・ ショッピング1回払い、ショッピングリボ払い 年14.60%	
・ キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い 年20.00%	
・ ショッピング2回払い、ボーナス1回払い 年6.00%	・ ショッピング2回払い、ボーナス1回払い <b>法定利率</b>
2. 第1項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。	
(1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し年6.00%を乗じた額を超えない金額。	(1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し <b>法定利率</b> を乗じた額を超えない金額。
(2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は（(1)の場合を除く。）、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年6.00%を乗じた金額。	(2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は（(1)の場合を除く。）、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで <b>法定利率</b> を乗じた金額。
<b>ショッピングスキップ払い特約</b>	
<b>第1条 (総則)</b>	
1. 会員は、本特約を承認のうえ、本特約に定めるショッピングスキップ払いを利用することができます。なお、本特約における用語は、ミライノカード会員規約における用法に従うものとします。	
2. 会員は、当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当社が認めた場合、ショッピング利用代金の支払区分を、ショッピング1回払いからショッピングスキップ払いに変更することができます。会員が支払区分の変更を行った場合、カード利用日にショッピングスキップ払いの指定があったものとします。	
3. 会員は、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。また、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定する利用代金については、ショッピングスキップ払いへの変更はできません。	3. 会員は、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。また、 <b>一部の加盟店での利用</b> 、カードの付帯サービス料金その他の当社が指定する利用代金については、ショッピングスキップ払いへの変更はできません。